

令和2年度 事業の構成

■ 補助事業・診断事業分類（事業概要）

区分	(1)補助事業					(2)診断事業	
	スマート製品・サービスの事業化	再エネ・技術開発等	省エネ設備更新		再エネ・EMS等設備導入	診断・提案	
事業名	①スマート社会実装化促進事業補助金	②太陽光発電設備の長期安定電源化促進事業補助金	③京一VER創出促進事業補助金	④京都市省エネ照明・空調設備整備事業補助金	⑤スマートファクトリー促進支援事業補助金	⑦省エネ・節電・EMS診断事業	
事業概要	府内の事業所において、スマート社会の実現を目指すため、新たなサービスや技術の開発等のイノベーション構築に向けた経費の一部を補助	府内の事業所において、デジタル技術を活用した太陽光発電設備の長期安定化に資する技術開発や実証事業等に要する経費の一部を補助	府内の既築の事業所において、温室効果ガス削減のための省エネ施設等（照明、空調、ボイラー等）の改修に要する経費の一部を補助	京都市内の事業所において、温室効果ガス削減のための省エネ効果の高い照明、空調設備の更新に要する経費の一部を補助	府内の事業所において、エネルギー消費・生産計画等の「見える化」による改善や生産性向上を目的とした「スマートファクトリー」の導入等に要する経費の一部を補助	府内の事業者を対象に、工場、店舗、オフィス等に専門家を無料で派遣し、エネルギー使用状況の診断を実施	
補助対象者	中小企業者、有限責任事業組合、NPO法人等	中小企業者、有限責任事業組合、NPO法人等	中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等 ※ 各種法人は従業員数の制限あり	中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等 ※ 各種法人は従業員数または入所定員数の制限あり	中小企業者（製造業または製造業に準じるもの）	中小企業者（資本金1億円以下）、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等	
補助要件（主なもの）	(1)製品開発事業については、基礎的な研究を終了したもので、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるものであること。 フィジビリティスタディ（FS）については、新規性を有し、市場性、収益性等を調査するものであること。	(1)製品開発事業については、基礎的な研究を終了したもので、将来的な事業化が見込めるものであること（短期的な市場性、収益性までは求めない）。 実証事業については、法令、府・市条例等を遵守した実証を行うとともに、維持管理及び撤去を自らの責任において行うこと。また、将来的な事業化が見込めるものであること（短期的な市場性、収益性までは求めない）。	(1)補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス排出量の削減効果が、次のとおりであること。 ●照明以外 :3t-CO2/年以上 ●照明 :6t-CO2/年以上	(1)京都市内の施工者（京都市内に事業所（本店、支店及び営業所等）を有する法人又は京都市内の個人事業所）と工事請負契約を締結して、設備を導入すること。 ※ 申請時に、2社以上の市内に事業所を置く施工者からの見積書が必要	(1)補助対象事業者が所有する、既設の工場における製造ライン（生産設備）等を対象に実施すること。また、エネルギー管理や在庫管理、生産計画等、生産性向上を目的とした製造管理等は、製造ライン（生産設備）以外も含む当該工場全体を対象に実施すること。	(1)京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき認定された自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定及びFIT法第9条第1項の申請を行う場合は、同条第3項の認定を受けていること。	
診断内容	(2)補助対象事業は、モデル事業として府域への波及効果が見込めるものであること。	(2)補助対象事業は、モデル事業として府域への波及効果が見込めるものであること	(2)京都版CO2排出量取引制度に参加し、京都独自クレジット（京一VER）の創出が可能であること。 また、その活用の促進のための取組を計画していること。	(2)設備整備事業において、既設の設備機器・システムの置き換え等を行う場合は、その設備自体が製造管理等の改善に寄与するものであること。（単なる既設設備等の能力・出力の増強でないこと）	(2)これまでに、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第22条に基づく事業税の減免、又は同条例第19条に基づく認定自立型再エネ計画に関する補助金の交付（間接補助金も含む）を受けたことがないこと。	【診断の種類】 (1)詳細診断 (2)簡易診断 ※費用はいずれも無料 (1)詳細診断 ①診断員が事業所を訪問し、1週間程度継続的にデータを計測 ②多くの電力を消費する機器に消費電力計を設置し、1週間程度継続的にデータを計測	
補助対象経費	人件費（総事業費の50%以下）、謝金、旅費、製品開発費、諸経費、委託費（総事業費の50%以下）	人件費（総事業費の50%以下）、謝金、旅費、製品開発費、諸経費、委託費（総事業費の50%以下）	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	●診断・見える化事業 ●設備整備事業（共通） 計測・診断費、設計費、設備費、工事費	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	
補助率	1/2以内	1/2以内	1/3以内	定額	●診断・見える化事業 10/10以内 ●設備整備事業 1/3以内	●蓄電池及びEMS 1/2以内 ●蓄電池又はEMS 1/3以内	
補助金額等	上限500万円	上限500万円	上限800万円 下限50万円 （補助対象経費が150万円以上のもの）	●照明設備：10万円（補助対象経費の合計が30万円以上のもの） ●空調設備：15万円（補助対象経費の合計が45万円以上のもの）	●診断・見える化事業 上限150万円 ●設備整備事業 上限350万円	上限400万円	
募集期間	令和2年5月8日～令和2年6月26日	令和2年5月8日～令和2年6月26日	令和2年5月8日～令和2年6月19日 ※府確認期限 6月10日	令和2年5月8日～令和2年6月19日	令和2年5月8日～令和2年6月26日	令和2年5月14日～令和3年1月29日 ※随時受付し、交付決定	令和2年5月8日～随時受付
事業実施期間	原則、交付決定日～最長令和3年2月26日（一部の事前着手可）	原則、交付決定日～最長令和3年2月26日（一部の事前着手可）	原則、交付決定日～最長令和3年2月5日（一部の事前着手可）	交付決定日～最長令和3年2月12日	原則、交付決定日～最長令和3年2月12日（一部の事前着手可）	原則、交付決定日～最長令和3年2月26日（一部の事前着手可）	随時～予定数に達するまで
所管課	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都府エネルギー政策課	京都府エネルギー政策課 京都府地球温暖化対策課	京都府地球温暖化対策室 京都市産業イノベーション推進室	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都府エネルギー政策課	京都府エネルギー政策課